

障発 0 1 2 4 第 4 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、「精神障害者への対応について」（昭和 32 年 3 月 19 日衛発第 208 号厚生省公衆衛生局長通知）は、平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

- 1 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」（昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」（平成 12 年 3 月 31 日障第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添 3 のとおり改正する。

(別添1)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和63年6月22日 健医発第743号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日 一部改正 障発0124第4号 <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省保健医療局長</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省保健医療局長</p>
<p style="text-align: center;"><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項に基づき 医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する 医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">市町村長同意事務処理要領</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">市町村長同意事務処理要領</p>
<p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第3項に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。</u></p> <p>1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院側の調査の結果、<u>当該精神障害者の家族等のいずれもいないか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができないこと（これらの家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときは、医療保護入院はできないこと。）。</u></p>	<p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に必要な保護者の同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。</u></p> <p>1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院側の調査の結果、<u>後見人又は保佐人、配偶者、親権者その他選任された保護者のいずれもいないか、又は不明であること（これらの保護者がおり、その同意が得られないときは、医療保護入院はできないこと。）。</u></p> <p><u>(5) 病院側の調査の結果、扶養義務者がいないか若しくは不明であること又は扶養義務者の同意が得られないこと。</u></p>

注（１） 応急入院で入院した者については、72時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

（２） 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第29条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条に基づく申請を行うこと。

2 （略）

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

（略）

4 市町村において行われる手続き

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。

（３）～（５） （略）

5 同意後の事務

（１） （略）

注（１） 扶養義務者のうちから保護者を選任中の者については、4週間を限って扶養義務者の同意により入院させることができるが、4週間を超えても保護者が選任されない場合には、市町村長が保護者となり、その同意が必要であること。

（２） 応急入院で入院した者については、72時間を超えても保護者若しくは扶養義務者が判明しない場合又は扶養義務者の同意が得られない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

（３） 同意した者が死亡等により保護義務を行えなくなった場合には、次の保護者が現れるまでの間は、市町村長が保護者となること。

2 （略）

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、保護者や扶養義務者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

（略）

4 市町村において行われる手続き

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ 扶養義務者がいる場合には、同意を行わない旨の確認を電話等を行うとともに、市町村長が同意する旨を連絡すること

（３）～（５） （略）

5 同意後の事務

（１） （略）

（２） 保護者の調査等

市町村の担当者は、市町村長の同意の後においても、保護者及び保護者になりうる者の調査等に努めること。

なお、病院及び関係機関は、市町村長の同意によって入院している患者について、市町村長以外に保護者及び保護者になりうる者がいることが明らかになった場合は、速やかに市町村の担当者に連絡すること。

（３） 関係機関への連絡

市町村の担当者は、入院の同意を行った場合、必要に応じ、保健所、福祉事務所等の関係機関に連絡を行うこと。

（４） 保護義務の終了

保護者の発見、選任等により市町村長が保護者でなくなったと

<p>様式1</p> <p style="text-align: center;"><u>医療保護入院同意依頼書</u></p> <p>下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>家族等</u>がいないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第3項</u>により貴職による同意をお願い致します。 (略)</p> <p>様式2</p> <p style="text-align: center;"><u>医療保護入院同意依頼聴取票</u></p> <p>(略)</p> <p>様式3</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第3項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>きは、市町村の担当者は、保護者の変更を確認した後、速やかに市町村長の保護義務終了について内部手続をとること。</u></p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者同意依頼書</u></p> <p>下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>保護者</u>となる者がいないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第21条</u>により貴職が保護者となりますので、<u>同法第33条第1項</u>の規定により貴職の保護者としての同意をお願い致します。 (略)</p> <p>様式2</p> <p style="text-align: center;">保護者同意依頼聴取票</p> <p>(略)</p> <p>様式3</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者</u> 市町村長 印</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第1項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)</p>
---	--

(別添2)

○ 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p>健医発第1132号 平成7年9月12日 一部改正 障発第245号 平成12年3月31日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障発第0929008号 平成18年9月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0113第1号 平成23年1月13日 一部改正 障発0426第5号 平成25年4月26日 一部改正 障発0124第4号 <u>平成26年1月24日</u></p>	<p>健医発第1132号 平成7年9月12日 一部改正 障発第245号 平成12年3月31日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障発第0929008号 平成18年9月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0113第1号 平成23年1月13日 一部改正 障発0426第5号 平成25年4月26日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p>精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について</p> <p>(略)</p> <p>(別紙)</p> <p>精神障害者保健福祉手帳制度実施要領</p> <p>第一 (略)</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p>精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について</p> <p>(略)</p> <p>(別紙)</p> <p>精神障害者保健福祉手帳制度実施要領</p> <p>第一 (略)</p>

第二 手帳の交付手続き

1 交付申請

- (1) (略)
- (2) (略)
- ①・② (略)

ア 国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国民年金法による障害年金

イ (略)

ウ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法による障害年金

エ～ク (略)

③ (略)

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

4 手帳の様式及び記載事項

(1) 手帳は、表紙に「障害者手帳」と標記し、その記載事項は、氏名、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限とし、様式は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別記様式第3号によるものとする。（規則25）

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 手帳の交付台帳

(1) (略)

ア 精神障害者の氏名、住所及び生年月日

イ～オ (略)

(2) (略)

第三・第四 (略)

別紙様式1

障害者手帳申請書

申請者(精神障害者本人)	フリガナ氏名	印	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所		電話 ()	
(略)				

第二 手帳の交付手続き

1 交付申請

- (1) (略)
- (2) (略)
- ①・② (略)

ア 国民年金法による障害基礎年金及び昭和60年改正法による改正前の国民年金法による障害年金

イ (略)

ウ～キ (略)

③ (略)

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

4 手帳の様式及び記載事項

(1) 手帳は、表紙に「障害者手帳」と標記し、その記載事項は、氏名、性別、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限とし、様式は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別記様式第3号によるものとする。（規則25）

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 手帳の交付台帳

(1) (略)

ア 精神障害者の氏名、性別、住所及び生年月日

イ～オ (略)

(2) (略)

第三・第四 (略)

別紙様式1

障害者手帳申請書

申請者(精神障害者本人)	フリガナ氏名	印	性別	性 男 女	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所		電話 ()			
(略)						

別紙様式 2

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)
住所		
①～⑦ (略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)		
(略)		

別紙様式 3～6 (略)

別紙様式 7

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

(略)	氏名	生年月日	(略)
(略)			

別紙様式 2

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)	男・女
住所			
①～⑦ (略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、 <u>共同生活介護(ケアホーム)</u> 、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)			
(略)			

別紙様式 3～6 (略)

別紙様式 7

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

(略)	氏名	性別	生年月日	(略)
(略)				

(別添3)

○ 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年3月31日 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 2 9 0 0 8 号 平成14年3月29日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 7 1 4 0 0 4 号 平成17年7月14日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 平成18年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障 発 0 3 3 0 第 1 1 号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日</p> <p>一部改正 <u>障 発 0 1 2 4 第 4 号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 2 9 0 0 8 号 平成14年3月29日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 7 1 4 0 0 4 号 平成17年7月14日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 平成18年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障 発 0 3 3 0 第 1 1 号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p>
<p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>	<p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>
<p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p>	<p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>	<p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>

<p>第一部 保健所</p> <p>第一・二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 入院等関係事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係機関との連携 (略)</p> <p><u>特に医療機関から精神保健福祉法に基づく地域援助事業者の紹介のための照会先となる事業者に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせ元の医療機関と照会先となる事業者との間の調整等を積極的に行うこと。また、要請があった場合には、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会への出席も検討すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第二部 市町村</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会復帰及び自立と社会参加への支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害福祉サービス等の利用の調整等 (略)</p> <p>また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合や、<u>医療機関から地域援助事業者の紹介に係る問い合わせがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあっせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請等を行う。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医療保護入院が必要な精神障害者に家族等がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が医療保護入院の同意を行い、また、家族等がないとき等における医療保護入院者の退院請求等の権利者となるが、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画について</p>	<p>第一部 保健所</p> <p>第一・二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 入院等関係事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係機関との連携 (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第二部 市町村</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会復帰及び自立と社会参加への支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害福祉サービス等の利用の調整等 (略)</p> <p>また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあっせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行う。</p> <p>5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保護者がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が保護者となる（法第21条）が、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 障害者基本法第8条第3項に基づく市町村障害者計画について</p>
---	---

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)